

第 7 号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年9月11日提出

熊本県知事 木 村 敬

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1，1－ジクロロエチレンの項中「0.02ミリグラム」を「0.1ミリグラム」に改める。

別表第3中	「大腸菌群数 (単位1立方センチメートルにつき個)」	- (3, 000)」	を	「大 (
腸菌数 単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	- (800)」	に改める。		

附 則

この条例中別表第2の改正規定は令和6年12月1日から、別表第3の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。